

全家庭で 住宅用火災警報器の 設置が義務化されます

設置時期

新築住宅：平成18年6月1日から

既存住宅：平成23年5月31日までに
(同年6月1日から義務化のため)

消防法と土岐市火災予防条例の改正により、全家庭で住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。

この設置の義務化は、近年、住宅火災による死者数が増加傾向にあり、死亡の主な原因が「逃げ遅れ」であることから、いち早く火災の発生を知り、避難することを目的としています。

平成18年6月1日以後に建築を始める新築住宅は、完成して入居時までに、平成18年6月1日現在で既に建っている住宅と新築・増築・改築工事中の住宅は、平成23年6月1日から義務化となりますので、同年5月31日までに設置してください。

どんな

警報器を付けるの？

住宅用火災警報器は、火災時に発生する煙を自動的に感知し、音や音声で知らせるものです。

設置場所に応じて、天井取り付け式と壁取り付け式の二種類があります。住宅の状況に応じて、いずれかのタイプを選んでください。

警報器は、家電販売店やホームセンターなどで購入でき、自分で設置できます。

購入の際には、目安として日本消防検定協会の「鑑定マーク」の付いた製品を選ぶとよいでしょう。



●ご注意

警報器には、煙を感知するタイプと熱を感知するタイプがありますが、「煙感知器」を設置してください。

家の中の

どこに設置するの？

住宅用火災警報器を設置しなければならない場所は、「すべての寝室」と「二階に寝室がある場合の階段」などです。寝室とは、普段誰かが就寝している部屋のことで、子ども部屋なども含まれますが、時々就寝するだけの客間などは除かれます。

悪質な訪問販売などに
ご注意ください!!

消防署では、あつせんや販売はしません。

消防署の名前を語ったり、不適正な価格や強引な販売など、悪質な訪問販売などにはくれぐれもご注意ください。

設置について詳しくは、
・市消防本部 ☎ 0123
・北消防署 ☎ 0119
・南消防署 ☎ 0119
へどうぞ。

